

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 2 月 5 日提出

亀岡市長 桂 川 孝 裕

専決第 1 号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 1 月 10 日

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

損害賠償額の決定について

市は、交通事故による損害賠償の額を下記のとおり決定する。

令和7年1月10日専決

亀岡市長 桂 川 孝 裕

記

1 損害賠償の額 278,015円

2 損害賠償の相手方 市内在住者

3 事故の概要

令和6年10月5日午後1時5分頃、亀岡市安町大池地内において、市車両が交差点に進入しようとした際に南進してきた相手方車両と接触し、当該車両が損傷した。

損害賠償額の決定について

1 損害賠償の額 278,015円

2 損害賠償の相手方 市内在住者

3 事故の概要

令和6年10月5日午後1時5分頃、亀岡市安町大池地内において、市車両が交差点に進入しようとした際に南進してきた相手方車両と接触し、当該車両が損傷した。